

議案第74号

逗子市保育所条例等の一部改正について

逗子市保育所条例等の一部を次のように改正する。

平成27年12月3日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市保育所条例等の一部を改正する条例

(逗子市保育所条例の一部改正)

第1条 逗子市保育所条例(昭和27年逗子市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「保育士」を「保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。)」に改める。

(逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年逗子市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「保育士等(保育士、保健師、看護師又は幼稚園教諭の資格を有する者)」を「保育士等(保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)、保健師、看護師又は幼稚園教諭の資格を有する者)」に改める。

(逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年逗子市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」を「保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

神奈川県が保育士の確保を目的として、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)に基づき地域限定保育士に係る国家戦略特別区域に指定されたことに伴い、必要な事項を定める要あるため提案する。